

# 税源移譲時の年度間の所得変動に係る経過措置

## 1. 制度概要

税源移譲時の年間所得の変動に係る経過措置として、平成18年分の所得と比べ、**平成19年分の所得が大きく減少し所得税がかからなくなった方**で、一定の要件を満たす方には、平成19年度の個人市県民税(住民税)を税源移譲前の税額まで減額する措置が設けられました。



※ 平成19年中に亡くなられた方や海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方には、この経過措置は対象になりません。

※ この経過措置の対象となる方は、所得税と個人市県民税(住民税)の人的控除(配偶者控除、扶養控除、基礎控除など)額の差の合計額が、平成20年度の個人市県民税(住民税)の合計課税所得金額(課税長期譲渡所得等の金額がある場合は、これらの金額を合計した金額)以上になる方に限られます。  
したがって、寄付金控除額などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローンなどによって所得税が課税されなくなった方には、この経過措置は適用されません。

## 2. 対象者

具体的には、次の(ア)、(イ)の条件を両方とも満たす方が対象となります。

- (ア) 平成19年度個人市県民税の課税所得金額(申告分離分を除く) > 平成18年分所得税と平成19年度個人市県民税の人的控除の差の合計額
- (イ) 平成20年度個人市県民税の課税所得金額(申告分離分を含む) ≤ 平成19年分所得税と平成20年度個人市県民税の人的控除の差の合計額

所得税と個人市県民税の人的控除額の差

項目	個人市県民税	所得税	人的控除額の差	項目	個人市県民税	所得税	人的控除額の差		
障害者控除	普通	26万円	27万円	1万円	配偶者特別控除	40万円未満	33万円	38万円	5万円
	特別	30万円	40万円	10万円		40万円超～45万円未満	33万円	36万円	3万円
寡婦控除	一般	26万円	27万円	1万円	扶養控除	一般	33万円	38万円	5万円
	特別	30万円	35万円	5万円		特定	45万円	63万円	18万円
寡夫控除	26万円	27万円	1万円	老人		38万円	48万円	10万円	
勤労学生控除	一般	26万円	27万円	1万円	同居老親等	45万円	58万円	13万円	
	老人	33万円	38万円	5万円	同居特別障害加算	23万円	35万円	12万円	
配偶者控除	一般	33万円	38万円	5万円	基礎控除	33万円	38万円	5万円	
	老人	38万円	48万円	10万円					

申告書提出先 平成19年1月1日現在お住まいの市区町村

申告書について 「減額申告書」を提出

- 申告書は平成20年6月1日以降、市民税課で配布予定です。
- 申告書は藤沢市のホームページからのダウンロードも予定しています。

お問い合わせ

郵便番号 251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1  
 藤沢市役所 市民税課 個人市民税担当  
 (市役所新館3階) 電話0466-25-1111(代表)  
 内線2341~2346  
 ホームページアドレス <http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp>

様

平成19年度 市民税・県民税 減額申告書  
(税源移譲に伴う経過措置)

藤沢市長

平成19年度市民税・県民税について、地方税法等の一部を改正する法律(平成18年法律第7号)附則第6条第1項及び第12条第1項の規定の適用を受けたいので、同法附則第6条第3項及び第12条第3項の規定により申告します。

年 月 日

整理番号 通知書番号

現住所			
平成20年 1月1日 の住所			
平成19年 1月1日 の住所			
フリガナ	生年月日	年 月 日	
氏名	電話番号 (基間の通称先)		

当該措置により平成19年度市民税・県民税について充当後還付金が生じた場合には、次の口座に振込を依頼します。

口座名義人がご本人以外の場合は委任状欄に記入・押印してください。

金融機関等	金融機関名 ※ゆうちょ銀行不可	金融機関コード
	本支店名	支店コード
	口座種別	口座番号(右づめ)
	1普通 ・ 2当座 ・ 4納税 9その他( )	
口座名義人	(フリガナ)	

委任状	年 月 日
委任者 (申告者本人)	
住所	
氏名	印
次の者に還付金の受領を委任します。	
受任者 (口座名義人)	
住所	
氏名	印
電話番号	

※訂正する場合は、訂正印(認め印可)をお願いします。  
(修正液は使用しないでください)  
現金還付はできませんのでご了承ください。

入力済	照会中	課税済		
-----	-----	-----	--	--



